

# 公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

## 記

### 1 取引停止措置業者名等

荒牧空調工業株式会社

法人番号 2060001005916（栃木県知事許可 第 009711 号）

### 2 取引停止措置期間

2 か月（令和 7 年 1 月 1 6 日～令和 7 年 3 月 1 5 日）

### 3 取引停止の理由

当該業者は、建設業法第 27 条の 2 3 第 1 項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、令和 6 年 1 1 月 2 1 日栃木県知事から監督処分（指示）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 7 年 1 月 1 6 日

国立大学法人東海国立大学機構  
機構長 松尾 清一